

「豊臣の天下統一」(「豊臣大研究」第5～8回)

第5回 織田信長の後継者へ

2026/7/18 黒嶋敏 (東京大学史料編纂所)

はじめに

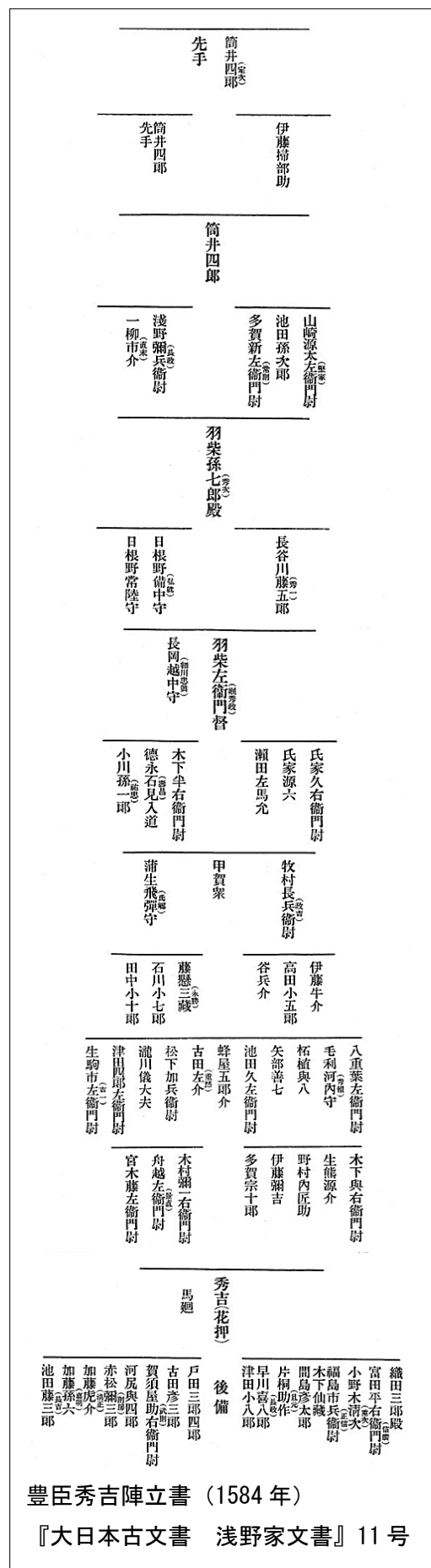
- ・ 豊臣秀吉の魅力…「陽」のキャラクター、大河ドラマの常連
- ・ 多くの事績…天下統一、対外侵攻、兵農分離、太閤検地、巨大城郭、京都改造、桃山文化、武家関白、中近世移行期
 - 歴史学としても、さまざまな観点から秀吉を論じることが可能
- ・ 秀吉の天下統一…武力による統一ではあるが、織田信長や徳川家康とは異なる側面も。
- ・ 秀吉の巧みさ…和戦両様の構え、正当性の確立、武威の宣伝
 - ※武威…武力そのものではなく、武力を背景とした威勢・威光・軍事的権威
- ・ 史料の上でも秀吉はじつにユニークな人物
- ・ この講座では4回にわたり秀吉の天下統一について、同時代の史料を読みながら考えてみたい。

Ⅱ 信長後継の天下人

- ・ 織田家中時代…織田信長の家臣羽柴秀吉として出世(姫路城主)
- ・ 1582年、**本能寺の変**で織田信長が自害!
- ・ 備中高松城を攻めていた秀吉は、ただちに軍を引き返し、**山崎の戦い**で明智光秀を撃破。
(信長の仇討ちを果たして主導権を握る。)
- ・ 1583年、①**賤ヶ岳の戦い**で柴田勝家を破り、織田家中で最大の勢力に。
- ・ 同年、②**大坂城**の築城開始。
- ・ 1584年 徳川家康・織田信雄と**小牧・長久手**で対峙。講和により政治的優位を維持した。
- ・ 1585年 ③**関白**に任官し、武家の最高位として、全国支配の正統性を獲得。
 - ↓
- ・ 約3年という短期間で、織田家中の他の有力者を倒し、「織田家中の有力者」から、「織田政権を継承する天下人」に成長した秀吉
- ・ ただし「織田家の後継者」ではない。織田家中を換骨奪胎させ、秀吉を頂点とする政治権力体制に編成。
 - ↓
- ・ いつから「天下人」を念頭に?
- ・ ③**関白**就任(1585年7月)…政治的・制度的な画期
- ・ ②**大坂築城**(1583年9月)…自らの武家政権確立を構想していたと考えられる
- ・ ①**賤ヶ岳の戦い**(1583年4月)…直後に「日本治、頼朝以来」と発言(史料1)
 - ・ 単なるホラでもない(←上杉景勝・北条氏政の協力)
 - ・ 秀吉の得意とした「拡大解釈」(自身が獲得した戦果は大きく膨らませて宣伝)
- ・ 戦国大名も同様の主張をするが、秀吉の誇張は図抜けて大きい。
 - ・ 秀吉の語る「武威」として検討素材にできないか?

¶2 語られる武威・語られない武威

- ・史料 2…秀吉が遠藤基信（伊達輝宗の側近）に宛てた書状。
- ・秀吉側から伊達氏に宛てた初信に相当。
- ・1585 年 7 月時点で、秀吉が天下人になった経緯をどう伝えようとしていたかが分かる。
- ・史料 1 と比較すると、付け足されているのは、1～5 条目と 11 条目。
(つまり 6～10 条目はほぼコピー。)
- ・3 条目：本能寺の報を聞き秀吉が姫路に戻るまで
- ・4 条目：山崎の戦い
- ・5 条目：織田領国を「支配」し秀吉は「意見」する立場に。
- ・11 条目：1585 年春の紀州攻めと弟秀長の配置。
↓
- ・武威を誇り、大名に服属を迫るスタイルは同じ。
- ・スルーされた合戦…
小牧・長久手の戦い（1584 年 3 月～）：羽柴秀吉と徳川家康・織田信雄が織田政権の主導権をめぐり争ったが、局地戦では家康が勝利を収めたものの、全体としては決着がつかず、講和によって信雄が秀吉に臣従したため、秀吉は政治的優位を維持した。
家康の臣従表明は翌年 10 月の上洛まで遅れる。
↓
- ・秀吉の出陣…
公家・町人らに見送られるパレード（山室 1992）
- ・陣立書の内容
 - ・抵抗勢力の成敗のため、秀吉軍の編成を示す
 - ・武家の棟梁としての秀吉とその軍勢を可視化。
 - ・秀吉自身が出陣する大規模戦争で作られる。
 - ・小牧・長久手の戦い（1584 年）、紀州攻め（1585 年）、九州攻め（1587 年）、小田原攻め（1590 年）、文禄の役（1592 年）、慶長の役（1597 年）
↓
 - ・大軍を動員した小牧・長久手の戦いは、秀吉にとって十分に宣伝材料になるもの。
しかし結果が伴わず、武威の素材にならなかったか。



※陣立書の確認されない合戦

- ① 四国攻め(1585 年 7 月) …長宗我部元親を攻めるため、弟の秀長を総大将に軍勢を送り込んだもの。元親は服属し、土佐一国を安堵された。
- ② 北国攻め(1585 年 8 月) …佐々成政を攻めるため、秀吉自身が軍勢を率い出陣したもの。成政は剃髪して秀吉に服属し、越中半国を与えられた。

→秀吉は①への出陣を予定するも関白任官につき在京。②は事前に佐々成政が服属を表明しており、多分に「消化試合」的な出陣。

↓

- ・秀吉は天下統一の過程で多くの合戦を経ているが、「武威」として語りやすいものは多くはない。
- ・史料 3 …北条攻め(1590 年)の前に、北条氏直の非議を糾弾したもの。
 - ・最後に自身の正当性(正統性)が「天道」に適っていると主張。
 - ・秀吉にとって「織田家中の有力者」から、「織田政権を継承する天下人」に成長した事実が、正当性の根幹。

おわりに

- ・「叛ものはこれを討ち、降るものはこれを近づけ、」…秀吉の基本方針
- ・和戦両様の秀吉の戦い…短期間で秀吉への「服属」を増やしていく
- ・軍事動員を誇り、戦果を「武威」として語る秀吉のスタイルは、その後も続けられていく。



秀吉の花押と印章(東京大学史料編纂所蔵「羽柴秀吉知行充行状」「豊臣秀吉朱印状」より。いずれも部分。)

【おもな参考文献】

藤井譲治『ミネルヴァ日本評伝選 豊臣秀吉』ミネルヴァ書房、2026 年
黒嶋 敏『秀吉の武威、信長の武威 天下人はいかに服属を迫るのか』平凡社、2018 年
三鬼清一郎「陣立書の成立をめぐって」『名古屋大学文学部研究論集 史学』38、1992 年
山室恭子『黄金太閤 夢を演じた天下びと』中央公論社新書、1992 年

史料 1 羽柴秀吉書状(『大日本古文書 毛利家文書』九八〇号)

去五日御状、於江州坂本令拜見候、

一、如仰、去月廿一日、柴田修理亮四ヶ国之人數有儘召連、三七殿引入、瀧川令一味、武篇を仕懸候事、

一、各懸合戦候を、筑前守面白存、先手之備をは式万計濃州岐阜口へ相向瀧川をも二万計にて取巻候事、

一、柴田修理亮罷出候処へは、秀吉馬廻計にて、敵三万余御座候処へ、三手に分切懸候、柴田儀は、於当方せかれの時よりも度々武篇を仕候者付而、三度まで鎧を合、度々戦驚目候、自卯刻未刻迄切合依在之、互下に居敷、休息候て、勝負不相着候事、

一、秀吉見合候而、小性共計にて柴田旗本へ切懸、即時衝崩、五千余討殺候之処に、惣人数は木目之弓手馬手衆中へ逃入候事、

一、廿二日、越州府中へ取懸、諸城雖相拘候、乗崩、刎首候へ者、相殘城悉退散仕候事、

一、柴田越州北庄居城事、数年相拵、三千計留守者居申候処へ、修理亮馬百騎計にて逃入候事、

一、廿三日、不息繼追懸、惣構乗破、則城中之廻拾間拾五間に陣捕申候事、

一、柴田息をつかせては、手間も入可申候かと秀吉存、日本之治此時候之条、兵共を討死させ候ても、筑前不覺にて有間敷と、ふつと思切、廿四日の寅刻に本城へ取懸、午刻に本城へ乗入、悉刎首候事、

一、城中に石蔵を高築、天主を九重に上候之処へ、柴田式百計にて相拘候、城中狭候之条、惣人数入こみ候へは、互共道具に手負、死人依在之、惣人数之中にて兵を選出、天主ゆへ、うち物計にて切入せ候へは、修理も日比武篇を仕付たる武士にて条、七度まで切而出候といへとも、相禦事不叶、天

守之九重目の上へ罷上、惣人数に懸詞、修理か腹の切様見申て後学に仕候へと申付而、心もある侍は涙をこほし、鎧の袖をひたし候に依て、東西ひつそと静候へは、修理妻子共其外一類刺殺、八十余不身替者切腹、申下刻に相果候事、

一、廿五日賀州へ出馬、諸城雖相踏候、筑前守太刀風に驚、草木までも相靡体にて候之付而、越中境目金澤と申城に立馬、国々置目等申付候内に、越後長尾出人質、筑前次第令覚悟候之条、令赦免、去七日に安土まで打入申候事、

一、三七殿儀者、信雄被出御馬、是又岐阜城被攻崩、三七殿儀者不及申、悉被刎首候事、

一、瀧川儀者、勢州内長嶋と申所に数年有付候足輕共に取巻候之間、是又可被刎首儀、日数不可有幾程事、

一、明隙候間、筑前守は江州坂本に在之、此中忠節仕候者に者国郡を遣、安堵之思を作候事、

一、此日比どうだまりぶしやう者は成敗可仕儀に候へ共、秀吉人を切ぬき申候事きらい申候付而、助命、先々国にて替地を遣、何之御国をも念をやり申付候事、

一、来月中旬に者、国分知行分も相済可申候間、此中諸侍骨を折候之間、七月卅日間は相休可申候事、

一、惣人数徒に可置儀も不入事候間、其御国端へ罷越、境目之儀をも相立、連々無御等閑驗をも相見可申候条、能々有御分別、秀吉腹を不立様に御覚悟尤候事、

一、東国者氏政、北国は景勝まで、筑前任覚悟候、毛利右馬頭殿秀吉存分次第に被成御覚悟候へは、日本治、頼朝以来これには争か可増候哉、能々御

異見専用候、七月前に御存分於在之者、不被置御心、可被仰越候、八幡大菩薩、秀吉存分候者、弥互可申承候事、

一、右之趣、一々輝元へ被仰入尤存候、尚御両使口上に申渡候、恐々謹言、

(天正十一年) 五月十五日 秀吉(花押)

小早川左衛門佐殿御返報

史料2 羽柴秀吉書状写

(斉藤報恩博物館所蔵文書『大日本史料』第十一編十六、天正一三年七月二日条)

去年八月廿日書狀、今日大坂到来、令披見候、

一、栗毛馬壹匹被指上候一段見事候間、別而可令私藏候、

一、輝宗与信長、在世中被申通之由承届候、向後別而可申承候之條、似相之儀、不被置心可申越候、相應之儀、無如在可令馳走候、委細愚存之趣、宗洗申含口上候、

一、先年明智企謀叛、夜討同前、於京都、信長御父子召作御腹候、不慮之次第無是非候、其剋、我等西國へ相働、於備中國城々攻崩、并高松之城取巻候處、三方ニ沼を抱、力攻不成段秀吉見及、水攻ニ可仕と存、堤を築、其國之川之事者不及申、備前之川迄切懸、城中及難儀付而、爲後巻毛利・小早川・吉川五萬計に而罷出、六七町之間令対陣、可後巻雖相定候、不能承引付而、彌城中令迷惑候剋、同四日之已之刻、於京都信長被召御腹候由、注進候条、右之高松六日攻崩、城主之事ハ不及申、悉刎首候、則七日ニ毛利・小早川陣所へ切懸、可討果覺悟候處、色々令懇望、毛利相抱候国五箇國、其上人質兩人相出候條、請取、令赦免、則九日播州姫路迄納馬候事。

一、十日に人馬の息をも不續切上、十三日山城國山崎表及一戰切崩、明智日向守事ハ不及申、其外五千餘討捕、御國之不屈者共、悉成敗申付、御分

國相治候事。

一、國々に知行分をいたし、信長御子達は不及申、宿老共迄令支配候、秀吉者、播州姫路在之、五畿内意見申候處、三七殿・柴田修理企謀叛、雖令調儀候、秀吉不能許容、則江州与越前之境目在之柳瀬表馳向居陣候事、

一、去四月廿一日、及一戰候處、柴田修理亮、當方に而はせかれより數度の武篇を仕付候者にて候付而、三度迄鎗を合、雖衝崩候、旗本に而相こたへ、互人數いきざれ候事、

一、秀吉見合候而、小性共計に而、柴田旗本へ切懸、則時衝崩、七千餘討殺候、惣人數は木目之弓手馬手衆之中へ北入事、

一、柴田に息をつかせては、手間も可入と存、日本之治此時候間、兵共に討死させ候而も、秀吉不覺有間敷とふつと思切、廿四日本城へ取懸、午剋本城へ乗入刎首候事、

一、城中に石藏を高築、天守を九重揚、柴田貳百計に而取籠候、諸軍入こみ候得ハ、互之義道具に而手負死人有之、兵をゑりいたし、天守内へうち物計に而、切入せ候得者、七度迄雖切出候、不相叶、天守九重目へ取上、修理か腹之きり様見て、手本ニいたすへきよし申、東西ひつそとしつまり候得ハ、妻子さしころし、同名共七八十腹を切相果候事、

一、從其直に加州へ出馬候處に、諸城相抱候者、秀吉太刀風ニ驚、草木迄なひきしたかふ体にて候、能州・賀州・越中迄平均相果候、依之越中之堺目金澤に立馬、國々置目等申付候、内々越後長尾人質被出候条、令赦免候、至今日迄無異議事、

一、去三月廿一日、泉州表へ令出馬、敵城三責崩、數多刎首、翌日根來へ押詰、悉令放火、雜賀一揆奴原不殘討捨候、然者熊野浦迄平均申付、紀州和歌山拙弟秀長を置候居城相拵、紀泉兩國不殘申付候條、於時宜者可御心安候、

猶宗洗申聞候、謹言、

(天正十一年) 七月二日 秀吉

遠藤山城守殿

史料3 豊臣秀吉朱印状写 (『大日本古文書伊達家文書』四五二号)

左京大夫政宗公江従加賀中將利家浅野彈正少弼長吉指遣之

条々

(中略)

一、秀吉若輩之時、孤と成て、信長公属幕下、身を山野ニ捨、骨を海岸に碎、干戈を枕とし、夜はに寝夙におきて、軍忠をつくし、戦功をはけます、然而自中比蒙君恩、人に名をしらる、依之西国征伐之儀被仰付、対大敵争雌雄刻、明智日向守光秀、以無道之故、奉討信長公、此注進を聞届、弥彼表押詰、任存分不移時日令上洛、逆徒光秀伐頸、報恩惠雪会稽、其後柴田修理亮勝家、信長公之厚恩を忘、国家を乱し叛逆之条、是又令退治之訖、此外諸国、叛者討之、降者近之、無不属靡下者、就中秀吉一言之表裏不可在之、以此故相叶天道者哉、予既拳登龍揚鷹之誉、成塩梅則闕之臣、関万機政、然処氏直背天道之正理、対帝都企奸謀、何不蒙天罰哉、古諺云、巧訴不如拙誠、所詮普天下逆勅命輩、早不可不加誅伐、来歳必携節旄令進発、可刎氏直首事、不可廻踵者也、

天正十七年十一月廿四日 ○(秀吉朱印)

北条左京大夫とのへ

【史料3の大意】

一、秀吉は若くして独り者となり、信長公の幕下に入ってから、粉骨碎身で働き、武器を枕にして深夜に眠り、早朝から起きて、軍忠に励み戦功を挙げた。やがて信長公から目をかけられ、人に名を知られるようになった。そのため毛利攻めの担当を命じられ、大敵を相手に対陣していた時、明智光秀が人の道に背いて信長公を討った。この知らせを聞くとすぐに、敵方を押さえ込んで秀吉の意向を吞ませ、時間を置かず上洛し、逆徒の光秀の頸を切ることで信長公の恩恵に報い、雪辱を果たした。その後柴田勝家が信長公の恩を忘れ、国家を乱す叛逆をしたので、これも退治した。このほか諸国は、叛く者はこれを討ち、降る者はこれを近づけ、麾下に属さない者はいなかった。とくに秀吉は一言の表裏も発したことがない。このために天道に叶う者となったのであろうか、秀吉はすでに非常に高い官位を与えられる榮譽に浴し、天皇を助ける太政大臣となり、すべての政務を見る関白となった。けれども、北条氏直は天道の正理に背き、京都に対し謀略を企てている。どうして天罰を蒙らないことがあるのか。古諺でも、「たくみに人を偽るのは、拙くても誠意のあるのに及ばない」という。つまるところこの天下で、勅命に逆らう者を、早く誅罰しないことは許されない。来年(一五九〇年)は必ずや天皇から授かった旗を携え軍勢を出そう。氏直の首を刎ねるための動きは、もう止められないほど緊迫した事態なのである。